

伊豆の国市指定クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）に基づき、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、極端な高温の発生時に暑さをしのぐ避難施設として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するために必要な事項を定めるものである。

(指定要件)

第2条 クーリングシェルターとしての指定を受けることができる施設は、次の各号の要件を全て満たす市内に所在する施設、店舗等とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 静岡県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民等に開放ができること。
- (3) 市民等の滞在のために、必要かつ適切な空間を確保できること。
- (4) 当該施設における特定の箇所が無料で利用可能であること。
- (5) 当該施設における、電気使用料金等、クーリングシェルター開放に伴う必要な経費の負担は施設管理者となることに承諾できること。
- (6) 市と指定暑熱避難施設に係る協定を締結し、その内容を履行できること。

(運用期間)

第3条 国が定める熱中症特別警戒情報の運用期間とする。

(応募要件)

第4条 クーリングシェルターとしての指定を受けようとする施設、店舗等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、様式第1号による伊豆の国市指定クーリングシェルター応募票及び様式第2号による伊豆の国市指定クーリングシェルター同意書を伊豆の国市健康づくり課に持参、郵送又はメールのいずれかの方法により提出するものとする。

(実施内容)

第5条 クーリングシェルターとしての指定された施設管理者は、次の事項について協力を行うものとする。

- (1) 施設の出入口やクーリングシェルターとして利用できる箇所等の見やすい

場所にクーリングシェルター案内表示を掲示すること。

- (2) 熱中症予防に関する啓発チラシを掲示すること。
- (3) 休息用の椅子、ソファ等準備（既存のもので可）をすること。
- (4) 空調の適切な管理をすること。

（提出後の流れ）

第6条 第4条の規定による書類の提出後の流れは、次のとおりとする。

- (1) 市と管理者で協定内容の協議
- (2) 協定書の締結
- (3) 施設情報の公開（市ホームページ等）
- (4) 運用開始

（協議）

第7条 この要項に定めのない事項又はこの要項に定める事項について疑義が生じた場合は、市と施設管理者とが協議のうえ、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年9月2日から施行する

様式第 1 号（日本産業規格 A 4 縦型）

伊豆の国市健康づくり課 宛

伊豆の国市指定クーリングシェルター応募票

令和〇年〇月〇日

施設情報（公開情報）	
施設等の名称	
所在地	〒
使用する箇所	
開放可能 日・時間	
受入可能人数	人

※施設情報（公開情報）は、市ホームページ等に掲載します

管理者情報（非公開情報）	
事業所名	
代表者 役職・氏名	

担当者情報（非公開情報）	
部署名	
役職・氏名	
電話番号	
E-mail	

様式第 2 号（日本産業規格 A 4 縦型）

伊豆の国市指定クーリングシェルター同意書

伊豆の国市長 宛

当施設は、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律に基づき、極端な高温の発生時に暑さをしのぐ避難施設として、伊豆の国市指定クーリングシェルターとして履行することに同意します。

管理運用にあたっては、伊豆の国市と協定書を締結します。

令和〇年〇月〇日

施設等の名称

【管理者】

事業所名

代表者

役職・氏名

伊豆の国市指定クーリングシェルターに関する協定書（例）

伊豆の国市（以下「市」という。）と〇〇（以下「クーリングシェルター管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づき、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、熱中症による健康被害の発生の防止が図られるよう、当該施設のクーリングシェルターとしての指定及び運用に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる指定施設及び開放）

第2条 本協定の対象となるクーリングシェルター及び開放日時等は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の名称
- (2) 所在地
- (3) 使用する箇所
- (4) 開放可能日時
- (5) 受入可能人数

（実施期間）

第3条 クーリングシェルターの実施期間は、環境省の熱中症特別警戒情報の運用期間とする。

（管理及び運用）

第4条 クーリングシェルター管理者は、熱中症特別警戒アラート発表時に、第2条に定める日時において必ず開放する。また、次の事項のとおり施設を管理及び運用する。

- (1) 冷房設備は適切に維持管理し、設定温度は避難者が快適に過ごせる温度とする。
- (2) 受入可能人数に応じて、適切な空間を確保し、休憩できる椅子等（既設の物で可）を配置する。

(3) 避難者にクーリングシェルターであることが分かるように掲示を行う。

(4) 避難者の熱中症予防のため、指定箇所においては飲食を可能とする。

(協定の有効期間)

第5条 この協定書の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日とする。
ただし、当該期間の満了の2カ月前までに、市とクーリングシェルター管理者のいずれからも協定を更新しない旨の申出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 ○年 ○月 ○日

指定者 静岡県伊豆の国市長岡340番地の1
伊豆の国市長 山下 正行

管理者 (住所)
(事業所名)
(代表者役職・氏名)